

○技術者名簿の記載例

（１）資格区分略称（技術者が保有する資格について、「略称」を記入してください。）

資格区分				略称
建設業法【合格証明書】 「技術検定」	一級建設機械施工管理技士			一級建設機械
	二級建設機械施工管理技士			二級建設機械
	一級土木施工管理技士			一級土木
	二級土木施工管理技士	種 別	土 木	二級土木（土木）
			鋼構造物塗装	二級土木（鋼構造）
			薬液注入	二級土木（薬液）
	一級建築施工管理技士			一級建築
	二級建築施工管理技士	種 別	建 築	二級建築（建築）
			軀 体	二級建築（躯体）
			仕上げ	二級建築（仕上）
	一級電気工事施工管理技士			一級電気
	二級電気工事施工管理技士			二級電気
	一級電気通信工事施工管理技士			一級電通
	二級電気通信工事施工管理技士			二級電通
	一級管工事施工管理技士			一級管
	二級管工事施工管理技士			二級管
一級造園施工管理技士			一級造園	
二級造園施工管理技士			二級造園	
建築士法【免許証】 「建築士試験」	一級建築士			一級建築士
	二級建築士			二級建築士
	木造建築士			木造建築
	建築設備士	実務経験	1 年	建築設備
技術士法【登録証】 「技術士試験」	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			技術士（鋼構造）
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）			技術士（建設）
	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）			技術士（農業）
	電気電子・総合技術監理（電気電子）			技術士（電気）
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）			技術士（流体）
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）			技術士（機械）
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）			技術士（上下工業水道）
	上下水道（「下水道」）・総合技術監理（上下水道）（「下水道」）			技術士（上下水道）
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）			技術士（水産）
	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）			技術士（林業）
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）			技術士（森林）
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）			技術士（水質）
	衛生工学「廃棄物・資源環境」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源環境」）			技術士（廃棄物）
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理（衛生工学「建築物環境衛生管理」）			技術士（環境）
電気工事士法【免状】 「電気工事士試験」	第一種電気工事士			一種電気
	第二種電気工事士	実 務 経 験	3 年	二種電気
電気事業法【免状】 「電気主任技術者国家試験等」	電気主任技術者（一種・二種・三種）		5 年	電気主任
電気通信事業法【資格者証】 「電気通信主任技術者試験」	電気通信主任技術者		5 年	電気通信主任
電気通信事業法【資格者証】 「工事担任者」	工事担任者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）の交付を受けた者（※注１）		3 年	工事担任者（一級）
	工事担任者（総合通信）の交付を受けた者（※注１）		3 年	工事担任者（総合）
水道法【免状】 「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者		1 年	給水
消防法【免状】 「消防設備士試験」	甲種消防設備士			甲種消防
	乙種消防設備士			乙種消防
職業能力開発促進法【合格証書】 「技能検定」（※注２）	技能検定（一級）			技能一級
	技能検定（二級）	実 務 経 験	3 年	技能二級
その他	地すべり防止工事士		1 年	地すべり
	1 級計装士		1 年	計装
	基礎施工士（基礎ぐい工事）			基礎ぐい
実務経験を有する者	解体工事施工技士			解体
	大学・高等専門学校・短期大学・専門学校（専門士又は高度専門士）の指定学科卒業	実 務 経 験	3 年	実務経験
	専門学校・高等学校の指定学科卒業		5 年	
	技士・技士補 1 級 1 次・2 次検定合格（対応種目）		合格後 3 年	
	技士・技士補 2 級 1 次・2 次検定合格（対応種目）		合格後 5 年	
	その他		1 0 年	

※注１ 令和３年４月１日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

※注２ 建設業法第７条第２号ハ及び建設業法施行規則第７条の３第２号に該当する検定職種とする。

(2) 実務経験者記入欄

※「資格区分略称」欄に「実務経験」と記載した技術者について記載してください。

■担当業種略称

- ①実務経験を有する者が担当できる業種は、**2業種まで**とします。
②監理技術者等となりうる国家資格等の取得の場合を除き、**実務経験の担当業種は変更できません**。
③担当業種は次の表から選択し、該当する業種の「略称」を記載してください。

建設業の名称	略称
土木工事業	土 木
建築工事業	建 築
大工工事業	大 工
左官工事業	左 官
とび・土工工事業	と び
石工事業	石
屋根工事業	屋 根
電気工事業	電 気
管工事業	管
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル
鋼構造物工事業	鋼
鉄筋工事業	鉄 筋
ほ装工事業	ほ 装
しゅんせつ工事業	しゅん
板金工事業	板 金

建設業の名称	略称
ガラス工事業	ガラス
塗装工事業	塗 装
防水工事業	防 水
内装仕上工事業	内 装
機械器具設置工事業	機 械
熱絶縁工事業	熱
電気通信工事業	電 通
造園工事業	造 園
さく井工事業	さく井
建具工事業	建 具
水道施設工事業	水 道
消防施設工事業	消 防
清掃施設工事業	清 掃
解体工事業	解 体

■最終学校種類等

「大学」、「高等専門学校」、「短期大学」、「専門学校（専門士・高度専門士）」、「専門学校」、「高等学校」又はその他の最終学校種類を記載してください。

また、検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者として記載する場合は、「1級技士」、「1級技士補」、「2級技士」又は「2級技士補」のうち、該当するものを記載してください。

■指定学科名

最終学校種類が「大学」「高等専門学校」「高等学校」等の場合、卒業学科名を記載してください。

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

■経験年数

実務経験を有する業種ごとの経験年数を記載してください。

■検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者として記載する場合

検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者欄に記載する場合、対応種目に係る検定合格証明書を添付してください。

■営業所技術者等

営業所技術者等に該当する者に「○」をいれてください。

■監理技術者資格者証交付番号

監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号（11桁）を記入してください。

添付書類は、記載する技術者順に整理してください。

技 術 者 名 簿

記入例

下記の者は申請者の従業員であり、記載した事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

所在地 加古川市加古川町北在家〇〇〇

申請者 商号又は名称 〇〇建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 太郎

	氏名の五十音順に記載 してください。	月 日	雇用開始日	資 格 区 分 略 称			実 務 経 験 者 記 入 欄				営業所技術者等 ※注1	
		住 所	担当業種略称				最終学校種類等	学科名	経験年数	監理技術者資格 者証交付番号		
1	アカシ 明石 OO	S40・1・5	S60・0・1	一級土木	二級建築 (建築)	二級管					○	
	加古川市加古川町備後OOOO						営業所技術者等には 「○」を記入してください。				00012345678	
2	イナミ 稲美 OO	S33・6・6	S62・0・3	二級土木 (土木)	給水 (給水2年)	二種電気 (電気3年)						
	加古川市尾上町口里OOOO											
3	カコガワ 加古川 OO	S54・12・19	H18・0・2	一級建築 (解体2年)	解体工事業の経過措置終了後、実務経験 により技術者要件を満たす場合は、資格 区分略称の下に経験年数（解体●年）を 記入してください。							
	姫路市OO町OOOO											
4	ハリマ 播磨 OO	S60・11・18	H18・0・2	実務経験	→			建築	高等専門学校	建築学科	4年	
	明石市OO町OOOO			解体				1級技士補	—	3年		
5												

資格区分略称に「実務経験」と記載した者は、実務経験者記入欄を
記載してください。（担当業種は2種類まで）

監理技術者については、監理技術
者資格者証の交付番号（11桁）を
記入してください。

※添付書類 ① 経営事項審査時格情報のお知らせ、
② 健康保険の資格情報のお知らせ、
③ 雇用関係を明確にできる書類（原則、所属建設業者の記載された健康保険の資格情報のお知らせ、被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者証のいずれか）の写し ④ 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証（両面）及び監理技術者講習修了証の写し ⑤ 営業所技術者等について、建設業法施行規則に規定された営業所技術者等証明書（建設業法に基づく建設業許可申請に添付したもの（様式第八号又は様式第一号別紙四））の写し及び建設業許可申請書又は変更届出書の表紙の写し（許可行政庁の受付印のあるもの）（記載要領参照）

※注1 営業所技術者等の欄には、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に該当する者について〇を記載してください。